

# 1ランク上のシニアライフの話

Dec 15 | Vol74 | 2015

## 生命保険料控除 3つ併せると3万円程度の節税

生命保険の保険料控除には、一般の生命保険、介護・医療保険、個人年金保険の3つのカテゴリーがあります。  
Aさんが、月額保険料1万

円の医療保険に加入していたとしましょう。Aさんの所得税を計算するときの所得金額が400万円であったとすれば、Aさんは、所得税と住民税を併せて10,800円

の節税をしていることになります。つまり、実質的な保険料の負担は12万円ではなく、11万円弱ということになるのです。

医療保険

年間保険料

120,000円

対象

所得税の医療保障控除の対象

控除の対象外 40,000円

控除の対象 **80,000円**

課税所得金額

(医療費控除なし)

400万円

所得税額

**37.25万円**

課税所得金額

(医療費控除なし)

396万円

所得税額

**36.45万円**

所得税減額分

**8,000円**

住民税減額分

**+**

2.8万円×10%=**2,800円**

税金は…

**|| 10,800円**

減ります

ライフプランに関する相談はお気軽に

**Barms**  
Corporation Co., Ltd.

発行元:バームスコーポレーション(有)

神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301

tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268

mail pinfo@barms.jp http://www.barms.jp